

役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人いずみの苑（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、この法人の人事労務、財産、運営等の職務など経営の執行にあたる役員
の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 この法人は、職務執行の対価として報酬を支給する。

- (1) 常勤役員 報酬（賞与、退職金を含む）
 - (2) 非常勤の役員 報酬
- 2 評議員は、定款第8条で定めるとおり無報酬とする。
- 3 常勤役員で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 この法人の全役員の報酬総額は、年間1,000万円以内とする。

- 2 この法人の理事長の報酬月額は今全役員の報酬総額の範囲内において、毎年評議員会の承認を得て決定する。

(支給の方法)

第5条 報酬は、毎月21日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

(支給の形態)

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成30年1月9日から施行、平成29年4月1日から適用する。